

【指定基準編】介護サービス事業者自己点検表 兼事前提出資料

小規模多機能型居宅介護 及び 介護予防小規模多機能型居宅介護

事業所番号	
事業所の名称	
事業所の所在地	
電話番号	
FAX 番号	
e-mail	
法人の名称	
法人の代表者名	
管理者名	
主な記入者の 職・氏名	
記入年月日	令和 年 月 日
(実地指導日)	令和 年 月 日

夜間及び深夜の時間帯															
登録定員		人			通いの定員			人			宿泊の定員			人	
前年度 利用 状況	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	平均 ※
	通い														
	訪問														
	宿泊														
	開所 日数														

※前年度の平均利用者数＝延利用者数の合計÷開所日数の合計（小数点第2位以下を切上げ）

介護サービス事業者自己点検表の作成について

1 趣 旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか、常に確認することが必要です。

そこで、松本市では、介護サービス事業者ごとに、法令、関係通知及び国が示した介護保険施設等指導指針のうちの主眼事項着眼点を基に、自己点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自己点検をお願いし、市が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

2 実施方法

- (1) 毎年定期的実施するとともに、事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに、市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。
- (2) 複数の職員で検討のうえ点検してください。
- (3) 点検結果については、実施後3年間の保管をお願いします。
- (4) 「はい・いいえ」等の判定については、該当する項目を○で囲んでください。
- (5) 判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。
- (6) この自己点検表は、指定小規模多機能型居宅介護の運営基準等を基に作成されていますが、指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防小規模多機能型居宅介護についても指定小規模多機能型居宅介護の運営基準等に準じて基準の確認を行ってください。

なお、網掛け部分については、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業独自の運営基準です。

3 根拠法令等

根拠法令の欄は下記を参照してください。

条例	松本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年松本市条例第47号）
予防条例	松本市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成24年松本市条例第48号）
法	介護保険法（平成9年法律第123号）
施行規則	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
解釈通知	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について （平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331004号）
平24厚労告113	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修（平成24年3月13日厚生労働省告示第113号）
平24-0316-2	「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに

	指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修について（平成24年3月16日付け老高発0316第2号・老振発0316第2号・老老発0316第6号）
平11厚令38	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 （平成11年3月31日厚生省令第38号）
平18厚労令37	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第37号）
平17厚労告419	居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針 （平成17年9月7日厚生労働省告示第419号）
平12老企54	通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて （平成12年3月30日付け老企第54号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
平12老振75・ 老健122	介護保険施設等における日常生活費等の受領について（平成12年11月16日付け老振第75号・老健第122号厚生省老人保健福祉局振興・老人保健課長連名通知）
厚労省告示 第126号	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準 （平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）
留意事項	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について （平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老高発第0331018号）

4 提出先・問合せ

松本市 健康福祉部 福祉政策課
 〒390-8620 松本市丸の内3番7号
 松本市役所 東庁舎2F
 TEL : 0263(34)3287
 FAX : 0263(34)3204
 e-mail : fukushikansa@city.matsumoto.lg.jp

介護サービス事業者自主点検表 目次

項目	内 容	担当者 確認欄
第 1	基本方針	
1	一般原則	
2	基本方針	
3	サテライト事業所	
第 2	人員に関する基準	
4	従業者の員数等	
5	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業の人員基準	
6	管理者	
7	代表者	
第 3	設備に関する基準	
8	登録定員及び利用定員	
9	設備及び備品等	
第 4	運営に関する基準	
10	内容及び手続きの説明及び同意	
11	提供拒否の禁止	
12	サービス提供困難時の対応	
13	受給資格等の確認	
14	要介護認定の申請に係る援助	
15	心身の状況等の把握	
16	居宅サービス事業者等との連携	
17	身分を証する書類の携行	
18	サービスの提供の記録	
19	利用料等の受領	
20	保険給付の請求のための証明書の交付	
21	指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針	
21-2	指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針	
22	指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針	
23	居宅サービス計画の作成	
24	法定代理受領サービスに係る報告	
25	利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	
26	小規模多機能型居宅介護計画の作成	
26-2	指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針	
27	介護等	
28	社会生活上の便宜の提供等	
29	利用者に関する市への通知	
30	緊急時等の対応	
31	管理者の責務	
32	運営規程	
33	勤務体制の確保等	
34	定員の遵守	
35	業務継続計画の策定等	
36	非常災害対策	
37	衛生管理等	
38	協力医療機関等	
39	掲示	

項目	内 容	担当者 確認欄
40	秘密保持等	
41	広告	
42	居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	
43	苦情処理	
44	調査への協力等	
45	地域との連携等	
46	居住機能を担う併設施設等への入居	
47	事故発生時の対応	
48	虐待の防止	
49	会計の区分	
50	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会	
51	記録の整備	
第 5	業務管理体制の整備	
52	法令遵守等の業務管理体制の整備	

項 目	確 認 事 項	点 検	根拠法令	確認書類例
第 1 基本方針				
1 一般原則	① 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。	はい・いいえ	法第78条の3第1項 条例第3条第1項 予防条例第3条第1項	・運営規程
	② 事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型サービス事業者（地域密着型介護予防サービス事業者）又は居宅サービス事業者（介護予防サービス事業者）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。	はい・いいえ	条例第3条第2項 予防条例第3条第2項	
	③ 利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。	はい・いいえ	条例第3条第3項 予防条例第3条第3項	
	④ 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。	はい・いいえ	条例第3条第4項 予防条例第3条第4項	
	※ 指定地域密着型サービスの提供に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものである。この場合において、「科学的介護情報システム（LIFE: Long-termcare Information system For Evidence）」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましい（この点については、以下の他のサービス種類についても同様とする。）。)			
2 基本方針	事業運営の方針は、基本方針に沿ったものとなっていますか。	はい・いいえ	条例第81条	
	① 指定小規模多機能型居宅介護 要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、サービスの拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければなりません。			
	② 指定介護予防小規模多機能型居宅介護 利用者が可能な限りその居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、もしくは短期間宿泊させ、サービスの拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければなりません。	はい・いいえ	予防条例第43条	
	※ 指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）は、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせてサービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するものです。		解釈通知第3の四の1の(1)	
3 サテライト事業所	(1) 定義			
	① 本体事業所 他の事業所の指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）の提供に対する支援を行うものです。 設置には、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する必要があります。		条例第82条第7項 予防条例第44条第7項	
	② サテライト事業所 本体事業所との密接な連携の下に運営されるものです。			
	(2) サテライト事業所の実施要件			

項 目	確 認 事 項	点 検	根拠法令	確認書類例
	① サテライト事業所に係る事業者は、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有するものである必要がありますが、この場合、指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）以外の事業の経験についても算入できることに留意してください。 また、3年以上の経験については、指定日において満たしている必要があり、休止等、事業を運営していない期間は除いて計算してください。		解釈通知 第3の四の2の(1)の①のイ	
	② 本体事業所が次のいずれかに該当する必要があります。 ア 事業開始以降1年以上の本体事業所としての実績を有すること イ 本体事業所の登録者数が、定められた登録定員の100分の70を超えたことがあること		解釈通知 第3の四の2の(1)の①のロ	
	③ サテライト事業所は、本体事業所との密接な連携を確保しつつ、運営するものであるため、次の要件をいずれも満たす必要があります。 ア 本体事業所とサテライト事業所の距離は、自動車等による移動に要する時間が概ね20分以内の近距離であること。 イ 1つの本体事業所に係るサテライト事業所の数は2か所までとすること。		解釈通知 第3の四の2の(1)の①のハ	
	④ 本体事業所とサテライト事業所は、同一の日常生活圏域内に所在することが望ましいが、隣接する市町村における指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を本体事業所とすることも差し支えありません。		解釈通知 第3の四の2の(1)の①のニ	
第2 人員に関する基準				
	【用語の定義】 【常勤換算方法】 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスの提供に従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、指定小規模多機能型居宅介護事業所と指定認知症対応型共同生活介護事業所を併設している場合であって、ある従業者が指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者と指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護従業者を兼務する場合、指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者の勤務延時間数には、指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者としての勤務時間だけを算入することとなるものであること。 ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 13 条第 1 項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。）第 23 条第 1 項、同条第 3 項又は同法第 24 条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30 時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1 として取り扱うことを可能とする。			
	【勤務延時間数】 勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置づけられている時間の合計数とする。なお、従業者 1 人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。			

項 目	確 認 事 項	点 検	根拠法令	確認書類例
	【常勤】 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）に達していることをいうものである。ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことを可能とする。 同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、1 の事業者によって行われる指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。 また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第 2 条第 1 号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第 2 号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第 23 条第 2 項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第 24 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定により同項第 2 号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。 【専ら従事する・専ら提供に当たる】 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。			
4 従業者の員数等 ★	① 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に、事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとなっています。 ア 常勤換算方法で通いサービスの利用者の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上 イ 訪問サービスの提供に当たる従業者を 1 以上 ※ 通いサービスとは、登録者を事業所に通わせて行うサービスをいいます。 * 登録者とは、サービスを利用するために事業所に登録を受けた者をいいます。 ※ 訪問サービスとは、従業者が登録者の居宅を訪問し、居宅において行うサービスをいいます。 * サテライト事業所の場合、本体事業所・他のサテライト事業所・サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行うサービスを含みます。 ※ 宿泊サービスとは、登録者を事業所に宿泊させて行うサービスをいいます。 * 本体事業所にあつては、登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、サテライト事業所の登録者を本体事業所に宿泊させて行うサービスを含みます。 ※ 通いサービスの利用者の数は、前年度の平均値とします。 ※ 新規に指定を受ける場合は、通いサービスの利用者の数は推定数によります。 ※ 従業者については、介護福祉士や訪問介護員の資格等は必ずしも必要としませんが、介護等に対する知識、経験を有する者であることを原則とします。これ以外の従業者にあつても研修の機会を確保することなどにより質の向上を図ってください。 ※ 例えば、通いサービスの利用定員を 15 名とし、日中の勤務帯を午前 6 時から午後 9 時までの 15 時間、常勤の職員の勤務時間を 8 時間とした場合、常勤換算方法で通いの利用者 3 人に対して 1 名の従業者を配置すればよいことから、通いの利用者が 15 名の場合、日中の常勤の従業者は 5 名となり、日中の 15 時間の間に、8 時間 × 5 人 = 延べ 40 時間分のサービスが提供されていることが必要です。 ※ 日中については、常勤換算方法で 1 名以上に訪問サービスの提供を行わせ、夜間については、夜勤 1 名 + 宿直 1 名に宿泊サービス及び夜間の訪問サービスに当たらせるために必要な従業者を、事業所全体として確保することが必要です。 ※ 通いサービスに要する時間（延べ 40 時間）、日中の訪問サービスに要する時間（8 時間）、夜勤及び宿直職員の勤務時間を合計した延べサービス時間を確保することができるよう、有給休暇、研修時間、常勤・非常勤の別、サービス提供のあり方など、各事業所で定める諸条件を踏まえた上で、実際に配置しなければならない職員数を確保することが必要です。 ※ 日中であれば通いサービスを行うために 3 : 1 以上、訪問サービスを行うために 1 以上をそれぞれのサービスに固定しなければならないという趣旨ではなく、日中勤務している従事者全体で通いサービス及び訪問サービスを行ってください。 ※ 日々の通いサービスの実際の職員配置については、その日ごとの状況に応じて判断する必要がありますが、単に通いサービスの利用者がいないからといって職員を配置しないということではなく、通いサービスを利用しない者に対する訪問サービスも含め、利用者に何らかの形で関わるができるような職員配置に努めてください。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	条例第 82 条第 1 項・第 2 項・第 5 項・第 7 項 予防条例第 44 条第 1 項・第 2 項・第 5 項・第 7 項 解釈通知第 3 の四の 2 (1)②イロハニ	・職員勤務表 ・職員名簿、雇用契約書 ・資格を確認する書類 ・就業規則 ・賃金台帳等 ・利用者の登録状況、利用状況

小規模多機能型居宅介護
介護予防小規模多機能型居宅介護

項 目	確 認 事 項	点 検	根拠法令	確認書類例
	※ 訪問サービスの提供に当たる従業者を、事業所から離れた特別養護老人ホーム等の職員が行う形態は認められません。特別養護老人ホーム等における職員が非常勤である場合には、非常勤として勤務する以外の時間帯に事業所に勤務し、通いサービスや宿泊サービスも含めた業務を行うことは差し支えありません。 ※ サテライト事業所に置くべき訪問サービスの提供に当たる従業者については、本体事業所の職員によりサテライト事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1名以上とすることができます。 ※ サテライト事業所においては、訪問サービスを行う従業者を常勤換算方法で1以上ではなく、1名以上配置することで足りることとしています。 ※ 本体事業所とサテライト事業所における訪問サービスは一体的に提供することが可能であり、本体事業所の従業者はサテライト事業所の登録者に対し、サテライト事業所の従業者は本体事業所及び他のサテライト事業所の登録者に対し、それぞれ訪問サービスを提供できます。			
②	夜間及び深夜の時間帯を通じて、事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとなっていますか。 ア 1以上の従業者に夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせるために必要な数以上 イ 従業者に宿直勤務を行わせるために必要な数以上	はい・いいえ	条例 第 82 条第 1 項及び第 8 項 予防条例 第 44 条第 1 項及び第 8 項	
	※ 夜間及び深夜の時間帯は、それぞれの事業所ごとに、宿泊サービスの利用者の生活サイクル等に応じて設定するものとし、これに対応して、夜間及び深夜の時間帯以外のサービスの提供に必要な従業者及び宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な従業者を確保してください。 ※ 夜間及び深夜の時間帯の設定に当たっては、「社会福祉施設における宿直勤務の取扱いについて」（昭和 49 年 8 月 20 日社施第 160 号社会局施設課長、児童家庭局企画課長連名通知）に準じて適切に行ってください。 ※ 宿泊サービスの利用者が1人であっても、訪問サービス対応のため、夜間及び深夜の時間帯を通じて、夜勤1名と宿直1名の計2名が最低必要となります。 ※ 宿泊サービスの利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる従業者を置かないことができます。 ※ 宿直職員は、主として登録者からの連絡を受けての訪問サービスに対応するために配置されるものであることから、連絡を受けた後、事業所から登録者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時の訪問サービスに支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所内で宿直する必要はありません。 ※ サテライト事業所については、本体事業所の夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う従業者又は看護小規模多機能型居宅介護従業者により、サテライト事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う従業者を置かないことができます。 ※ 本体事業所においてサテライト事業所の登録者を宿泊させる際は、本体事業所との行事等の共同実施や、本体事業所の従業者による訪問サービスの提供により、本体事業所の従業者とのなじみの関係の構築を行うよう努めてください。 本体事業所の登録者がサテライト事業所の宿泊サービスを受けることは認められていません。		解釈通知 第 3 の四の 2 の(1)の② のロ及びへ、ト	
③	従業者のうち 1 以上の者は、常勤となっていますか。	はい・いいえ	条例 第 82 条第 3 項及び第 6 項 予防条例 第 44 条第 3 項及び第 6 項 解釈通知 第 3 の四の 2 の(1)の② のチ	
	※ 次の施設等が併設されている場合において、事業所の人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、次のア～カの施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、小規模多機能居宅介護事業所の介護職員は施設等の職務に従事することができます。 ア 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所） イ 指定地域密着型特定施設 ウ 指定地域密着型介護老人福祉施設 エ 指定介護老人福祉施設 オ 介護老人保健施設 カ 介護医療院 ※ 次の施設等が同一敷地内にある場合において、事業所の人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、次のア～キの施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、小規模多機能居宅介護事業所の看護師又は准看護師は施設等の職務に従事することができます。 ア 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所） イ 指定地域密着型特定施設 ウ 指定地域密着型介護老人福祉施設又は介護医療院 エ 指定居宅サービス事業所 オ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 カ 指定地域密着型通所介護事業所 キ 指定認知症対応型通所介護事業所 ※ 居住機能を担う施設に移行してからも、なじみの関係を保てるよう、事業所と施設等は、人員としては一体のものとして、運営することが認められています。			
④	従業者のうち 1 以上の者は、看護師又は准看護師となっていますか。	はい・いいえ	条例 第 82 条第 4 項及び第 9 項 予防条例 第 44 条第 4 項及び第 9 項 解釈通知 第 3 の四の 2 の(1)の② 木及びチ	
	※ 看護師又は准看護師は、常勤を要件としていませんので、毎日配置していなければいけないということではありません。 ※ サテライト事業所については、本体事業所の看護師又は准看護師により、登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、看護師又は准看護師を置かないことができます。			

小規模多機能型居宅介護
介護予防小規模多機能型居宅介護

項 目	確 認 事 項	点 検	根拠法令	確認書類例
	⑤ 居宅サービス計画（介護予防サービス計画）及び小規模多機能型居宅介護計画（介護予防小規模多機能型居宅介護計画）の作成に専ら従事する介護支援専門員を置いていますか。	はい・いいえ	条例 第 82 条第 10 項及び第 12 項 予防条例 第 44 条第 10 項及び第 12 項 解釈通知 第 3 の四の 2 の(1)の③ のロ及びハ、ホ	
	※ 介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、事業所の他の職務又は併設する施設等の職務に従事することができます。 ※ 介護支援専門員は利用者の処遇に支障がない場合は、管理者との兼務もできます。 ※ 介護支援専門員は非常勤でも差し支えありません。 ※ 介護支援専門員は、基本的には、 ア 登録者の小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）以外の居宅サービス（介護予防サービス）を含めた居宅サービス計画（介護予防サービス計画）の作成 イ 法定代理受領の要件である小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）の利用に関する市町村への届出の代行 ウ 具体的なサービス内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画（介護予防小規模多機能型居宅介護計画）の作成の業務に従事するものです。 ※ サテライト事業所については、本体事業所の介護支援専門員により、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、小規模多機能型居宅介護計画（介護予防小規模多機能型居宅介護計画）の作成に専ら従事する⑥の研修修了者を置くことができます。 ※ サテライト事業所の計画作成担当者（介護支援専門員を置く場合を除く。）は、小規模多機能型居宅介護計画（介護予防小規模多機能型居宅介護計画）の作成に従事するものであり、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）の作成及び市町村への届出の代行については、本体事業所の介護支援専門員が行わなければならないとします。			
	⑥ 介護支援専門員は、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了していますか。	はい・いいえ	条例 第 82 条第 11 項 予防条例 第 44 条第 11 項 解釈通知 第 3 の四の 2 の(1)の③ のイ 平 24 厚労告 113 3 平 24-0316-2 2 の(1)の①	
	※ 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修とは、利用者及び事業の特性を踏まえたサービス計画を作成するために必要な介護の手法、地域での生活支援その他の事項に関する知識及び技術を習得させるための研修であり、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成 18 年 3 月 31 日老発第 0331010 号厚生労働省老健局長通知）及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331007 号厚生労働省老健局計画課長通知）に基づき実施される研修をいいます。			
5 指 定 介 護 予 防 小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護事業の 人員基準 ★	※ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定小規模多機能型居宅介護事業の人員基準を満たすことをもって、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業の人員基準を満たしているものとみなすことができます。		予防条例 第 44 条第 13 項	
6 管 理 者 ★	① 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。	はい・いいえ	条例 第 83 条第 1 項及び第 2 項 予防条例第 45 条第 1 項及び第 2 項 解釈通知 第 3 の四の 2 の(2)の①	・職員勤務表 ・職員名簿、雇用契約書 ・資格を確認する書類
	※ 次の場合であって、事業所の管理上支障がない場合は、事業所の他の職務に従事することができます。 ア 当該事業所の従業者としての職務に従事する場合 イ 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該ほかの事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該小規模多機能型居宅介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問いませんが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護職員又は介護職員と兼務する場合（施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）、事故発生時等の緊急時において管理者地震が速やかに当該小規模多機能型居宅介護事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられます。） ※ 管理上支障がない場合は、サテライト事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができます。			
	② 管理者は、下記ア～キの従業者又は訪問介護員等として、3 年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、認知症対応型サービス事業管理者研修を修了していますか。 ア 特別養護老人ホーム イ 老人デイサービスセンター ウ 介護老人保健施設 エ 介護医療院 オ 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所） カ 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所） キ 指定複合型サービス事業所（指定看護小規模多機能型居宅介護）	はい・いいえ	条例 第 83 条第 3 項 予防条例 第 45 条第 3 項 解釈通知 第 3 の四の 2(2)②③ 平 24 厚労告 113 2 平 24-0316-2 1(1)2(1)②ア・イ 1(3)ア	
	※ 「認知症対応型サービス事業管理者研修」とは、事業所を管理及び運営していくために必要な人事管理、地域との連携その他の事項に関する知識及び技術を修得するための研修であり、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に基づき実施される研修をいいます。			

小規模多機能型居宅介護
介護予防小規模多機能型居宅介護

項 目	確 認 事 項	点 検	根拠法令	確認書類例								
	※ 管理者の変更の届出を行う場合については、管理者交代時の都道府県における研修の開催状況等を踏まえ、新たに管理者を配置し、かつ、市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、当該管理者が研修を修了することが確実に見込まれる場合は当該管理者が研修を修了していない場合であっても差し支えない。 ※ サテライト事業所の管理者は本体事業所の管理者を充てることができることとされていますが、本体事業所が指定複合型サービス事業所である場合、管理者が保健師又は看護師であるときは、研修を修了している必要があります。											
7 代表者	代表者は、下記ア～カの従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、認知症対応型サービス事業開設者研修を修了していますか。 ア 特別養護老人ホーム イ 老人デイサービスセンター ウ 介護老人保健施設 エ 介護医療院 オ 指定小規模多機能型居宅介護事業所 （指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所） カ 指定認知症対応型共同生活介護事業所 （指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所） キ 指定複合型サービス事業所 （指定看護小規模多機能型居宅介護） ※ 事業者の代表者とは、基本的には、運営している法人の代表者であり、理事長や代表取締役が該当するが、法人の規模によって、理事長や代表取締役をその法人の地域密着型サービス部門の代表者として扱うのは合理的でないと判断される場合においては、地域密着型サービスの事業部門の責任者などを代表者として差し支えありません。 したがって、事業所の指定申請書に記載する代表者と異なることはあり得ます。なお、管理者とは、各事業所の責任者を指すものであり、各法人の代表者とは異なるが、例えば、法人が1つの介護サービス事業所のみを運営している場合は、代表者と管理者が同一であることもあります。 ※ 携わった経験とは、事業所等の職員が訪問介護員等として認知症高齢者の介護に携わった経験や、あるいは、保健医療サービスや福祉サービスの経営に直接携わったことがあればよく、一律の経験年数の制約は設けていません。経験の有無については個々のケースごとに判断するものとします。 これらのサービスは、高齢者に対して直接ケアを行っているものを想定しており、医療系サービスとしては医療機関や訪問看護ステーションなど、福祉サービスとしては特別養護老人ホームなどが考えられます。 ※ 認知症対応型サービス事業開設者研修とは、事業所の運営に必要な認知症に関する基本的な知識、権利擁護その他の事項に関する知識や技術を習得させるための研修であり、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に基づき実施される研修をいいます。 ※ 代表者の変更の届出を行う場合については、代表者交代時に「認知症対応型サービス事業開設者研修」が開催されていないことにより、当該代表者が「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了していない場合、代表者交代の半年後又は次回の「認知症対応型サービス事業開設者研修」日程のいずれか早い日までに「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了することで差し支えありません。 ※ サテライト事業所の代表者は本体事業所の代表者であることが望ましいですが、本体事業所が指定複合型サービス事業所である場合であって、代表者が保健師又は看護師であり、研修を修了していないときは、別の研修修了者をサテライト事業所の代表者とする必要があります。	はい・いいえ	条例第 84 条 予防条例第 46 条 解釈通知 第 3 の四の 2③① ②③④ 平 24 厚労告 113 4 平 24-0316-2 3	・ 資格を確認する書類								
第 3 設備に関する基準												
8 登録定員及び利用定員	① 登録定員は 29 人（サテライト事業所の場合は 18 人）以下となっていますか。 ※ 登録定員とは登録者の数の上限をいいます。 ※ 利用者と従業者のなじみの関係を築きながらサービスを提供する観点から、利用者は 1 か所の事業所に限って登録を行うことができるものであり、複数の事業所の利用は認められません。	はい・いいえ	条例 第 85 条第 1 項 予防条例 第 47 条第 1 項 解釈通知 第 3 の四の 3⑴①	・ 利用者の登録状況、利用状況								
	② 次の範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を定めていますか。 ア 通いサービス 登録定員の 2 分の 1 から 15 人（登録定員が 26 人以上 29 人以下の事業所で、居間及び食堂を合計した面積が「利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さ（利用者 1 人当たり 3 ㎡以上）が確保される場合」は、登録定員に応じて次に定める利用定員、サテライト事業所の場合は 12 人）まで。 <table><tr><td>登録定員</td><td>利用定員</td></tr><tr><td>26 人又は 27 人</td><td>16 人</td></tr><tr><td>28 人</td><td>17 人</td></tr><tr><td>29 人</td><td>18 人</td></tr></table> イ 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の 3 分の 1 から 9 人（サテライト事業所の場合は 6 人）まで	登録定員	利用定員	26 人又は 27 人	16 人	28 人	17 人	29 人	18 人	はい・いいえ	条例 第 85 条第 2 項 予防条例 第 47 条第 2 項 解釈通知 第 3 の四の 3⑴②③	
登録定員	利用定員											
26 人又は 27 人	16 人											
28 人	17 人											
29 人	18 人											

小規模多機能型居宅介護
介護予防小規模多機能型居宅介護

項 目	確 認 事 項	点 検	根拠法令	確認書類例
	※ 利用定員とは事業所におけるサービスごとの1日当たりの同時にサービスの提供を受ける者の上限をいうものであり、1日あたりの延べ人数ではないことに留意すること。 ※ 事業所に併設している有料老人ホームの入居者が指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）を利用することは可能です。 ただし、特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）を受けている間は、介護報酬は算定できません。 ※ 養護老人ホームの入所者については、養護老人ホームが措置費の下で施設サービスとして基礎的な生活支援が行われているところであるので、養護老人ホームの入所者が指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）を利用することは想定していません。			
9 設備及び 備品等 ★	① 居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、洗面設備、便所、事務室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。 ※ 原則として1つの建物につき、1つの事業所としますが、利用者の利便のため、利用者に身近な社会資源（既存施設）を活用して、事業所の従業者が既存施設に出向いてサービスを提供する場合については、これらを事業所の一部とみなして設備基準を適用します。 ※ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければなりません。	はい・いいえ	条例 第86条第1項 予防条例 第48条第1項 解釈通知 第3の四の3②①（第3の二の二の2①・②）	・事業所平面図 ・設備・備品台帳 ・建築検査済証 ・消防検査済証 ・消防設備点検結果
	② 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有していますか。 ※ 居間及び食堂は同一の室内とする場合であっても、居間、食堂のそれぞれの機能が独立していることが望まれます。 ※ 広さについても原則として利用者及び従業者が一堂に会するのに十分な広さを確保してください。 なお、通いサービスの利用定員について15人を超えて定める指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、居間及び食堂を合計した面積は、利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さ（1人当たり3㎡以上）を確保することが必要です。	はい・いいえ	条例 第86条第2項第1号 予防条例 第48条第2項 第1号 解釈通知 第3の四の3の②の②	
	③ 1つの宿泊室の定員は、1人となっていますか。 ※ 利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができます。 ※ 民家等の既存施設を活用した効率的なサービス提供等を可能とする観点から、宿泊専用の個室がない場合であっても、宿泊室についてプライバシーが確保されたつくりになっていれば差し支えありません。 プライバシーが確保されたものとは、例えば、パーティションや家具などにより利用者同士の視線の遮断が確保されるようなものである必要があるが、壁やふすまのような建具まで要するということではありません。ただし、カーテンはプライバシーが確保されたものとは考えにくいことから認められません。	はい・いいえ	条例 第86条 第2項第2号ア 予防条例 第48条第2項 第2号ア 解釈通知 第3の四の3②③イ	
	④ 1つの宿泊室の床面積は、7.43㎡以上となっていますか。 ※ 利用者が泊まるスペースは、基本的に1人当たり7.43㎡程度あり、その構造がプライバシーが確保されたものであることが必要であることから、例えば、6畳間であれば、基本的に1人を宿泊させることになります。 ただし、利用者の希望等により、6畳間で一時的に2人を宿泊させるという状態があつたとしても、そのことをもって直ちに基準違反となるものではないことに留意してください。 ※ 他の利用者が通らない宿泊室と連続した縁側等については、宿泊室の面積に含めて差し支えありません。	はい・いいえ	条例第86条第2項第2号イ 予防条例第48条第2項第2号イ 解釈通知 第3の四の3②③ロ・ハ	
	⑤ 個室以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43㎡に宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上となっていますか。 ※ 構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければなりません。 ※ 居間はプライバシーが確保されたものであれば、個室以外の宿泊室の面積に含めて差し支えありません。	はい・いいえ	条例 第86条第2項第2号ウ・エ 予防条例 第48条第2項第2号ウ・エ	
	⑥ 設備は、専ら指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）の事業の用に供するものとなっていますか。 ※ 利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りではありません。 ※ 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所）の居間を指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）の居間として共用することは、入居者の生活空間であることから共用は認められません。 ただし、事業所が小規模である場合（通いサービスと指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所）の定員の合計が15名以下である場合）などで、指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所）の居間として必要なものが確保されており、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有している場合は、共用としても差し支えありません。 ※ 指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）の居間及び食堂を指定通所介護（指定介護予防通所介護）等の機能訓練室、食堂及び法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースとして共用することは認められませんが、浴室、トイレ等を共用することは差し支えありません。 指定通所介護事業所（指定介護予防通所介護事業所）等の浴室を活用する場合、指定通所介護事業所（指定介護予防通所介護事業所）等の利用者が利用している時間帯に事業所の利用者が利用できない取扱いとするなど画一的な取扱いを行わないでください。	はい・いいえ	条例 第86条第3項 予防条例 第48条第3項 解釈通知 第3の四の3②④	
	⑦ 利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、事業所は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしていますか。	はい・いいえ	条例 第86条第4項 予防条例 第48条第4項	

項 目	確 認 事 項	点 検	根拠法令	確認書類例
	※ 事業所の立地については、利用者に対して、家庭的な雰囲気によるサービスを提供すること、また、地域との交流を図ることによる社会との結びつきを確保することなどのため、住宅地の中にあること又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあることが必要です。		解釈通知 第3の四の3(2)⑤	
4 運営に関する基準				
10 内容及び 手続きの 説明及び 同意 ★	① 利用者に対し適切なサービスを提供するため、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又は家族に対し、 ア 運営規程の概要 イ 従業者の勤務体制 ウ 事故発生時の対応 エ 苦情処理の体制 等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービスの提供を受けることにつき同意を得ていますか。	はい・いいえ	条例 第108条 準用（第9条第1項） 予防条例 第65条 準用（第11条第1項）	・重要事項説明書 ・利用申込書 ・同意に関する記録 ・利用者との契約書 ・パンフレット等
	※ 他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えありません。		解釈通知 準用（第3の一の4(2)①)	
	※ 同意については、書面によって確認することが適当です。			
	※ 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、重要事項を記した文書に記載する場合、人員基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えない。			
	② 利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、①の規定による文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供していますか。（この場合において、事業者は、当該文書を交付したものとみなす。） (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの ア 事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された①に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法	はい・いいえ 該当なし	条例 第108条 準用（第9条第2項） 予防条例 第65条 準用（第11条第2項）	
	※ ②に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければなりません。		条例 第108条 準用（第9条第3項） 予防条例 第65条 準用（第11条第3項）	
	※ 「電子情報処理組織」とは、事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。		条例 第108条 準用（第9条第4項） 予防条例 第65条 準用（第11条第4項）	
	※ 重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければなりません。 (1) ②に規定する方法のうち事業者が使用するもの (2) ファイルへの記録の方式		条例 第108条 準用（第9条第5項） 予防条例 第65条 準用（第11条第5項）	
	※ 上記承諾を得た事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはなりません。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りではありません。		条例 第108条 準用（第9条第6項） 予防条例 第65条 準用（第11条第6項）	

項 目	確 認 事 項	点 検	根拠法令	確認書類例
11 提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 ※ 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することは禁止されています。 ※ 提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次のとおりです。 ① 事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である場合 ③ その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合	はい・いいえ	条例第108条 準用（第10条） 予防条例第65条 準用（第12条） 解釈通知 準用（第3の一の4の(3)）	・要介護度の分布がわかる資料
12 サービス提供困難時の対応	通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）への連絡、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。	はい・いいえ	条例第108条 準用（第11条） 予防条例第65条 準用（第13条）	・サービス担当者会議の要点 ・情報提供に関する記録
13 受給資格等の確認★	① サービスの提供を求められた場合は、被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定（要支援認定）の有無及び有効期間を確かめていますか。 ② 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。	はい・いいえ	条例第108条 準用（第12条第1項） 予防条例第65条 準用（第14条第1項）	・利用者の個別記録
14 要介護認定の申請に係る援助	① サービスの提供の開始に際し、要介護認定（要支援認定）を受けていない利用申込者については、申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 ※ 申請がなされていれば、要介護認定（要支援認定）の効力が申請時に遡ることにより、サービスの利用に係る費用が保険給付の対象となる場合があります。 ② 要介護認定（要支援認定）の更新の申請が、遅くとも有効期間が終了する日の30日前にはなされるよう、必要な援助を行っていますか。 ※ 認定の有効期間が原則として6か月ごとに終了し、継続して保険給付を受けるためには更新認定を受ける必要があります。また、申請の日から30日以内に認定が行われます。	はい・いいえ	条例第108条（第13条第1項準用） 予防条例第65条（第15条第1項準用） 解釈通知 準用（第3の一の4（6）①）	・利用者の個別記録
15 心身の状況等の把握★	介護支援専門員が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。 ※ サービス担当者会議 介護支援専門員が居宅サービス計画（介護予防サービス計画）の原案に位置付けた指定居宅サービス（指定介護予防サービス）等の担当者を召集して行う会議をいいます。 なお、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。 ※ サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。	はい・いいえ	条例第87条 予防条例第49条 解釈通知 第3の四の4(1)	・利用者の個別記録
16 居宅サービス事業者等との連携	① サービスを提供するに当たっては、居宅サービス事業者（介護予防サービス事業者）その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 ※ 事業所の介護支援専門員が登録者の居宅サービス計画（介護予防サービス計画）を作成し、指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）以外の指定居宅サービス（指定介護予防サービス）について給付管理を行うこととされていることから、指定居宅サービス事業者（指定介護予防サービス事業者）とは連携を密にしておかなければなりません。 ② サービスを提供するに当たっては、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めていますか。 ③ サービスの提供の終了に際しては、利用者又は家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	はい・いいえ	条例第88条第1項 予防条例第50条第1項 解釈通知 第3の四の4（2） 条例第88条第2項 予防条例第50条第2項 条例第88条第3項 予防条例第50条第3項	・利用者の個別記録・指導、連絡等の記録

項 目	確 認 事 項	点 検	根拠法令	確認書類例
17 身分を証する書類の携行	利用者が安心して訪問サービスの提供を受けられるよう、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又は家族から求められたときは、提示すべき旨を指導していますか。 ※ 身分を証する書類には、事業所の名称、訪問サービスの提供に当たる者の氏名を記載するものとし、写真の貼付や職能の記載を行うことが望まれます。	はい・いいえ	条例第 89 条 予防条例第 51 条 解釈通知第 3 の四の 4 (3)	・ 身分を証する書類
18 サービスの提供の記録 ★	① サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費（地域密着型介護予防サービス費）の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画（介護予防サービス計画）を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載していますか。 ※ 利用者及びサービス事業者が、その時点での区分支給限度基準額との関係やサービスの利用状況を把握できるようにするために、サービスを提供した際には、サービスの提供日、サービス内容（例えば定期巡回サービス及び随時訪問サービスの別）、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画（介護予防サービス計画）の書面又はサービス利用票等に記載しなければなりません。 ② サービス事業者間の密接な連携等を図るため、サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。 ※ 提供した具体的なサービスの内容等の記録は、2 年間保存しなければなりません。	はい・いいえ はい・いいえ	条例第 108 条 準用（第 20 条第 1 項） 予防条例第 65 条 準用（第 21 条第 1 項） 解釈通知 準用（第 3 の一の 4 (12)①） 条例第 108 条(第 20 条第 2 項準用) 予防条例第 65 条(第 21 条第 2 項準用) 解釈通知 準用（第 3 の一の 4 (12)②）	・ サービス実施票控 ・ 業務日誌 ・ サービス提供表
19 利用料等の受領 ★	① 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、居宅介護サービス費用基準額（介護予防サービス費用基準額）の 1 割、2 割又は 3 割（法の規定により保険給付の率が異なる場合については、それに応じた割合）の支払を受けていますか。 ② 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額（地域密着型介護予防サービス費用基準額）との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。 ※ 利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはなりません。 ※ そもそも介護保険給付の対象となるサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。 ア 指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）の事業とは別事業であり、介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。 イ 事業の目的、運営方針、利用料等が、運営規程とは別に定められていること。 ウ 指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）の事業の会計と区分していること。 ③ ①、②の支払を受ける額のほか、次の費用以外の費用の支払を利用者から受けていませんか。 ア 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 イ 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額 ウ 食事の提供に要する費用 エ 宿泊に要する費用 オ おむつ代 カ ア～オのほか、サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 （ア） 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを提供する場合に係る費用 （イ） 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを提供する場合に係る費用 ※ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認められません。	はい・いいえ はい・いいえ	条例第 90 条第 1 項 予防条例第 52 条第 1 項 解釈通知（第 3 の一の 4 (13)① 準用） 条例第 90 条第 2 項 予防条例第 52 条第 2 項 解釈通知（第 3 の一の 4 (13)② 準用） 条例第 90 条第 3 項 予防条例第 52 条第 3 項 平 12 老企 54 平 12 老振 75・老健 122	・ 運営規程 ・ サービス実施票控 ・ 領収書控 ・ 重要事項説明書 ・ サービス提供表

項 目	確 認 事 項	点 検	根拠法令	確認書類例
	※ その他の日常生活費の趣旨にかんがみ、事業者が利用者から力の徴収を行うにあたっては、次の基準が遵守されなければなりません。 a) その他の日常生活費の対象となる便宜と、保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと。 b) お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあいまいな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要があること。 c) 利用者又は家族等の自由な選択に基づいて行われるものでなければならず、受領について利用者又は家族等に事前に十分な説明を行い、同意を得なければならないこと。 d) その他の日常生活費の受領は、対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきものであること。 e) その他の日常生活費の対象となる便宜及び額は、運営規程において定められなければならないと、また、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、見やすい場所に掲示されなければならないこと。 ただし、都度変動する性質のものである場合には、実費という形の定め方が許されるものであること。			
④	食事の提供に要する費用の額については、次の指針に沿っていますか。 ア 事業所における食事の提供に係る契約の適正な締結を確保するため、次の手続を行うこと。 (ア) 契約の締結にあたっては、利用者又は家族に対し、契約の内容について文書により事前に説明を行うこと。 (イ) 契約の内容について、利用者から文書により同意を得ること。 (ウ) 食事の提供に係る利用料について、具体的内容、金額の設定及び変更に関し、運営規程への記載を行うとともに事業所の見やすい場所に掲示を行うこと。 イ 食事の提供に係る利用料は、食材料費及び調理に係る費用に相当する額を基本とすること。	はい・いいえ	条例 第 90 条第 5 項 予防条例 第 52 条第 4 項 平 17 厚労告 419	
⑤	宿泊に要する費用の額については、次の指針に沿っていますか。 ア 事業所における滞在に係る契約の適正な締結を確保するため、次の手続を行うこと。 (ア) 契約の締結に当たっては、利用者又は家族に対し、契約の内容について文書により事前に説明を行うこと。 (イ) 契約の内容について、利用者から文書により同意を得ること。 (ウ) 宿泊に係る利用料について、具体的内容、金額の設定及び変更に関し、運営規程への記載を行うとともに事業所の見やすい場所に掲示を行うこと。 イ 宿泊に係る利用料は、居住環境の違いに応じて、それぞれ次の額を基本とすること。 (ア) 居室のうち定員が 1 人のもの 室料及び光熱水費に相当する額 (イ) 居室のうち定員が 2 人以上のもの 光熱水費に相当する額 ウ 宿泊に係る利用料の水準の設定に当たって勘案すべき事項は、次のとおりとすること。 (ア) 利用者が利用する施設の建設費用（修繕費用、維持費用等を含み、公的助成の有無についても勘案すること。） (イ) 近隣地域に所在する類似施設の家賃及び光熱水費の平均的な費用	はい・いいえ	条例 第 90 条第 5 項 予防条例 第 52 条第 4 項 平 17 厚労告 419	
⑥	③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は家族に対し、サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。 ※ 交通費の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又は家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得なければなりません。 ※ 日常生活費等に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は家族に対し、サービスの内容及び費用の額について懇切丁寧に説明を行い、利用者の同意を得なければなりません。同意については、利用者及び事業者双方の保護の立場から、サービス内容及び費用の額を明示した文書に、利用者の署名を受けることにより行うものとします。 この同意書による確認は、日常生活費等の実費の受領の必要が生じること、受領のたびに逐次行う必要はなく、利用又は入所の申込み時の重要事項説明に際し、日常生活費等に係る具体的なサービスの内容及び費用の額について説明を行い、これらを明示した同意書により包括的に確認をすることが基本となりますが、以後同意書に記載されていない日常生活費等について別途受領する必要が生じたときは、その都度、同意書により確認するものとします。 ※ 日常生活費等に係るサービスについては、運営基準に基づき、サービスの内容及び費用の額を運営規程において定めなければならないと、また、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、事業所の見やすい場所に掲示しなくてはなりません。	はい・いいえ	条例 第 90 条第 5 項 予防条例 第 52 条第 5 項 解釈通知 (第 3 の一の 4 (13) ④ 準用) 平 12 老振 75・老健 122	
⑦	サービスの提供に要した費用につき、支払を受ける際、利用者に対し、領収証を交付していますか。 ※ 領収証には、サービスの提供に要した費用の額・食事の提供に要した費用の額・滞在に要した費用の額・その他の費用の額を区分して記載しなければなりません。 また、その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければなりません。	はい・いいえ	法第 42 条第 9 項・第 54 条の 2 第 9 項(第 41 条第 8 項準用) 施行規則第 65 条の 5・第 85 条の 4 (第 65 条準用)	

項 目	確 認 事 項	点 検	根拠法令	確認書類例
20 保険給付の請求のための証明書の交付	利用者が市町村に対する保険給付の請求を容易に行えるよう、法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。	はい・いいえ	条例第108条 準用（第22条） 予防条例第65条 準用（第23条） 解釈通知 準用（第3の1の4(14)）	・サービス提供 証明書控
21-1 指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針	① 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、目標を設定し、計画的にサービスを行っていますか。	はい・いいえ	条例第91条第1項	・小規模多機能型居宅介護計画 ・利用者の個別記録 ・運営規程 ・外部評価及び自己評価の記録
	② 事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図っていますか。	はい・いいえ	条例第91条第2項	
21-2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針	① 利用者の介護予防に資するよう、目標を設定し、計画的にサービスを行っていますか。	はい・いいえ	予防条例第66条第1項	
	② サービスの質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図っていますか。	はい・いいえ	予防条例第66条第2項 解釈通知第4の3の2(1)④	
	③ 利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。	はい・いいえ	予防条例第66条第3項 解釈通知第4の3の2(1)①	
	④ 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努め、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮していますか。	はい・いいえ	予防条例第66条第4項 解釈通知第4の3の2(1)③	
	※ 利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があります。			
	⑤ サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。	はい・いいえ	予防条例第66条第5項 解釈通知第4の3の2(1)②	
22 指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針 ★	※ 介護予防の十分な効果高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めてください。			・小規模多機能型居宅介護計画 ・居宅サービス計画書 ・利用者に関する記録 ・業務日誌 ・処遇に関する記録 ・身体的拘束等に関する記録
	① 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切にサービスを行っていますか。	はい・いいえ	条例第92条第1項第1号 解釈通知第3の4の4(5)①	
	※ 制度上は週1回程度の利用でも所定点数の算定は可能ですが、利用者負担等も勘案すれば、このような利用は必ずしも合理的ではなく、運営推進会議に通いサービスの回数等を報告し、適切なサービス提供であるかどうかの評価を受けることが必要です。			
	※ 指定小規模多機能型居宅介護は、弾力的なサービス提供が基本であることから、宿泊サービスの上限は設けていません。重度の者であれば、運営推進会議に対し報告し、評価を受けることを前提として、ほぼ毎日宿泊する形態も考えられます。しかしながら、ほぼ毎日宿泊するよう者が増え、他の利用者の宿泊に対応できないような状況になれば、適切にサービスが利用できるよう調整を行うことが必要です。			
	② 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮してサービスを提供していますか。	はい・いいえ	条例第92条第1項第2号	
	③ サービスの提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ	条例第92条第1項第3号	
22 指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針 ★	④ 従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	はい・いいえ	条例第92条第1項第4号 予防条例第67条第10号 解釈通知第3の4の4(5)②	
	※ サービスの提供等とは、小規模多機能型居宅介護計画の目標及び内容や行事及び日課等も含みます。			

項 目	確 認 事 項	点 検	根拠法令	確認書類例
	⑤ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行っていませんか。	はい・いいえ	条例 第 92 条第 1 項第 5 号 予防条例 第 53 条第 1 項	
	⑥ 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その内容等について利用者又はその家族に対してできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るように努めるとともに、態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	はい・いいえ	条例 第 92 条第 1 項第 6 号 予防条例 第 53 条第 2 項 解釈通知 第 3 の四の 4 (5)③	
	※ 身体的拘束等の記録は、5 年間保存しなければなりません。			
	⑦ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。		条例 第 92 条第 1 項第 7 号 イ 予防条例 第 53 条第 3 項第 1 号	
	※ 「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（以下「身体的拘束等適正化検討委員会」という。）とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、委員会の構成メンバーは、事業所の管理者及び従業者より構成する場合のほか、これらの職員に加えて、第三者や専門家を活用した構成とすることが望ましく、その方策として、精神科専門伊藤の専門医の活用等も考えられます。また、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。 また、身体的拘束等適正化検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 指定小規模多機能型居宅介護事業者が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのもので、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意してください。 委員会では、具体的に次のようなことの協議を想定しています。 ア 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること イ 介護従業者その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体的拘束等について報告すること ウ 身体的拘束等適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること エ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること カ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること		解釈通知 第 3 の四の 4 (5)④	
	⑧ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備していますか。	はい・いいえ	条例 第 92 条第 1 項第 7 号 ロ 予防条例 第 53 条第 3 項第 2 号	解釈通知 第 3 の四の 4 (5)⑤
	※ 指定小規模多機能型居宅介護事業者が整備する「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込んでください。 ア 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 イ 身体的拘束等適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ウ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 エ 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針 オ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針			
	⑨ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年 2 回以上）に実施し、記録していますか。		条例 第 92 条第 1 項第 7 号 ハ 予防条例 第 53 条第 3 項第 3 号	解釈通知 第 3 の四の 4 (5)⑥
	※ 介護従業者その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定小規模多機能型居宅介護事業者における指針に基づき、適正化を徹底してください。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、新規採用時には必ず身体的拘束等の研修を実施することが重要です。 また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。			
	⑩ 通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続いていませんか。	はい・いいえ	条例 第 92 条第 1 項第 8 号 予防条例 第 67 条第 11 号 解釈通知 第 3 の四の 4 (5)⑦	
	※ 登録定員のおおむね 3 分の 1 以下が目安です。登録定員が 29 人の場合は、通いサービスの利用者が 9 人以下であれば、著しく少ない状態といえます。			
	⑪ 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供していますか。	はい・いいえ	条例 第 92 条第 1 項第 9 号 予防条例 第 67 条第 12 号 解釈通知 第 3 の四の 4 (5)⑧	
	※ 適切なサービスとは、通いサービス、宿泊サービス及び訪問サービスを合わせて概ね週 4 回以上行うことが目安です。			
	※ 訪問サービスは身体介護に限られないため、利用者宅を適宜訪問し、見守りの意味で声かけ等を行った場合でも訪問サービスの回数に含めて差し支えありません。			

項 目	確 認 事 項	点 検	根拠法令	確認書類例
23 居 宅 サ ー ビ ス 計 画 の 作 成 ★	① 管理者は、介護支援専門員（介護支援専門員を配置していないサテライト事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員）に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。	はい・いいえ	条例 第 93 条第 1 項 解釈通知 第 3 の四の 4 (6)	
	※ 登録者の居宅サービス計画は、事業所の介護支援専門員に作成させることとしたものである。このため、指定小規模多機能型居宅介護の利用を開始した場合には、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員から変更することとなる。			
	※ 事業所の介護支援専門員は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が通常行っている業務を行わなければならない。なお、作成した居宅サービス計画は、2 年間保存しなければならない。			
	※ サテライト事業所に研修修了者を配置する場合の居宅サービス計画の作成については、本体事業所の介護支援専門員が行う必要があること。			
	② 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の具体的取扱方針に沿って居宅サービス計画を作成していますか。	はい・いいえ	条例 第 93 条第 2 項	
24 法定代理 受領サー ビスに係 る報告	地域密着型介護サービス費（地域密着型介護予防サービス費）又は居宅介護サービス費（介護予防サービス費）を利用者に代わり事業者に支払うための手続きとして、毎月、国民健康保険団体連合会に対し、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）において位置付けられている指定居宅サービス（指定介護予防サービス）等のうち、法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した給付管理票を提出していますか。	はい・いいえ	条例 第 94 条 予防条例 第 54 条 解釈通知 第 3 の四の 4 (7)	・ 給付管理票
25 利用者に 対する居 宅サービ ス計画等 の書類の 交付	登録者が他の指定小規模多機能型居宅介護事業者を変更した場合に、変更後の事業者が滞りなく給付管理票の作成・届出等の事務を行うことができるよう、登録者が他の事業者の利用を希望する場合その他登録者からの申出があった場合には、登録者に対し、直近の居宅サービス計画（介護予防サービス計画）及びその実施状況に関する書類を交付していますか。	はい・いいえ	条例 第 95 条 予防条例 第 55 条 解釈通知 第 3 の四の 4 (8)	・ 居宅サービス 計画
26 小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護 計 画 の 作 成 ★	① 管理者は、介護支援専門員又はサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の研修修了者（介護支援専門員等）に、小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させていますか。	はい・いいえ	条例 第 96 条第 1 項	・ 小規模多機能 型居宅介護計画 ・ 居宅サービス 計画 ・ 利用者の個別 記録 ・ サービス担当 者会議の要点
	※ 小規模多機能型居宅介護計画の作成及びその実施に当たっては、いたずらにこれを利用者に強制することとならないように留意してください。		解釈通知 第 3 の四の 4 (9)①	
	② 小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めていますか。	はい・いいえ	条例 第 96 条第 2 項	
	※ 多様な活動とは、地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業などの利用者の趣味又は嗜好に応じた活動等をいいます。		解釈通知 第 3 の四の 4 (9)②	
	③ 介護支援専門員等は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行っていますか。	はい・いいえ	条例 第 96 条第 3 項	
	④ サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、介護支援専門員等は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又は家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	はい・いいえ	条例 第 96 条第 4 項 解釈通知 第 3 の四の 4 (9)③	
	⑤ 介護支援専門員等は、小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、利用者に交付していますか。	はい・いいえ	条例 第 96 条第 5 項 予防条例 第 64 条第 2 項	
	※ 交付した小規模多機能型居宅介護計画は、2 年間保存しなければなりません。			
	⑥ 介護支援専門員等は、小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画の変更を行っていますか。	はい・いいえ	条例 第 96 条第 6 項	

項 目	確 認 事 項	点 検	根拠法令	確認書類例
	⑦ 小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う場合も、②～⑤に沿って行っていますか。	はい・いいえ	条例 第 96 条第 7 項	
	⑧ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第 13 条第 12 号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、小規模多機能型居宅介護事業所において短期利用居宅介護費を算定する場合で、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成した居宅サービス計画に基づきサービスを提供している小規模多機能型居宅介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から小規模多機能型居宅介護計画の提供の求めがあった際には、当該小規模多機能型居宅介護計画を提供することに協力するよう努めていますか。	はい・いいえ	解釈通知 第 3 の四の 4 (9) ④	
26-2 指 定 介 護 予 防 小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護 の 具 体 的 取 扱 方 針 ★	① サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。	はい・いいえ	予防条例 第 67 条第 1 号 解釈通知 第 4 の三の 2②④	
	※ 制度上は週 1 回程度の利用でも所定点数の算定は可能ですが、利用者負担等も勘案すれば、このような利用は必ずしも合理的ではなく、運営推進会議に通りサービスの回数等を報告し、適切なサービス提供であるかどうかの評価を受けることが必要です。			
	※ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護は、通いサービスを中心として、利用者の様態や希望に応じて、訪問サービスや宿泊サービスを組み合わせてサービスを提供するという弾力的なサービス提供が基本であり、宿泊サービスの上限は設けず、重度の者であれば、運営推進会議に対し報告し、評価を受けることを前提として、ほぼ毎日宿泊する形態も考えられます。 しかしながら、ほぼ毎日宿泊するようながが増え、他の利用者の宿泊に対応できないような状況になれば、他の利用者が適切にサービス利用できるよう調整を行うことが必要です。			
	② 介護支援専門員は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防支援の具体的取扱方針及び介護予防支援の提供に当たっての留意点に沿って、介護予防サービス計画を作成していますか。	はい・いいえ	予防条例 第 67 条第 2 号 平 18 厚労令 37 第 29 条、第 30 条 解釈通知 第 4 の三の 2②①	
	※ 介護支援専門員は、介護予防サービス計画と介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成しなければなりません。 ※ 介護支援専門員は、地域包括支援センター（介護予防支援事業者）の職員が行う業務と同様の業務を行うことになります。 ※ サテライト事業所の介護予防小規模多機能型居宅介護計画については研修修了者が作成します。			
	③ 介護支援専門員等は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の従業者と協議の上、サービスの目標、目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行っていますか。	はい・いいえ	予防条例 第 67 条第 3 号 解釈通知 第 4 の三の 2②①	
	※ 主治医又は主治の歯科医師からの情報伝達や介護支援専門員が開催するサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の状況を把握・分析し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにしてください。			
	※ 介護予防小規模多機能型居宅介護計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えありません。			
	④ 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めていますか。	はい・いいえ	予防条例 第 67 条第 4 号 解釈通知 第 4 の三の 2②②	
	※ 多様な活動とは、地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業などの利用者の趣味又は嗜好に応じた活動等をいいます。			
	⑤ サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又は家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	はい・いいえ	予防条例 第 67 条第 5 号 解釈通知 第 4 の三の 2②③	
	⑥ 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付していますか。	はい・いいえ	予防条例 第 67 条第 6 号 解釈通知 第 4 の三の 2②③ 予防条例第 64 条第 2 項第 2 号	
	※ 介護予防小規模多機能型居宅介護計画は、2 年間保存しなければなりません。			
	⑦ サービスの提供に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行っていますか。	はい・いいえ	予防条例 第 67 条第 7 号	

項 目	確 認 事 項	点 検	根拠法令	確認書類例
	⑧ 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮してサービスを提供していますか。	はい・いいえ	予防条例 第 67 条第 8 号	
	⑨ サービスの提供に当たっては、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。	はい・いいえ	予防条例 第 67 条第 9 号 解釈通知 第 4 の三の 2(2)③	
	⑩ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	はい・いいえ	予防条例 第 67 条第 10 号 解釈通知 第 4 の三の 2(2)③	
	⑪ 通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続いていませんか。	はい・いいえ	予防条例 第 67 条第 11 号 解釈通知 第 4 の三の 2(2)⑤	
	※ 登録定員のおおむね 3 分の 1 以下が目安です。 ※ 登録定員が 29 人の場合は通いサービスの利用者が 9 人以下であれば、著しく少ない状態といえます。			
	⑫ 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供していますか。	はい・いいえ	予防条例 第 67 条第 12 号 解釈通知 第 4 の三の 2(2)⑥	
	※ 適切なサービスとは、通いサービス、宿泊サービス及び訪問サービスを合わせて概ね週 4 回以上行うことが目安となります。 ※ 訪問サービスは身体介護に限られないため、利用者宅を適宜訪問し、見守りの意味で声かけ等を行った場合でも訪問サービスの回数に含めて差し支えありません。			
	⑬ 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも 1 回は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行っていますか。	はい・いいえ	予防条例 第 67 条第 13 号 解釈通知 第 4 の三の 2(2)⑦	
	※ 計画期間が終了するまでに 1 回はモニタリングを行い、利用者の介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定める目標の達成状況の把握等を行ってください。			
	⑭ 介護支援専門員等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更を行っていますか。	はい・いいえ	予防条例 第 67 条第 14 号 解釈通知 第 4 の三の 2(2)⑦	
27 介護等 ★	※ モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、必要に応じて介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更を行ってください。			・利用者に関する記録 ・小規模多機能型居宅介護計画
	⑮ 介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う場合も、①～⑬に沿って行っていますか。	はい・いいえ	予防条例 第 67 条第 15 号	
	⑯ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第 13 条第 12 号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所において短期利用居宅介護費を算定する場合で、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成した介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から介護予防小規模多機能型居宅介護計画の提供の求めがあった際には、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画を提供することに協力するよう努めていますか。	はい・いいえ	解釈通知 第 4 の三の 2(2)⑧	
	① 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行っていますか。	はい・いいえ	条例 第 97 条第 1 項 予防条例 第 68 条第 1 項 解釈通知 第 3 の四の 4(10)① 第 4 の三の 2(3)①	
	※ サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者がその自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることが出来るようにサービスを提供し、必要な支援を行ってください。その際、利用者の人格に十分に配慮してください。			
	② 利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又はサービスの拠点における従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。	はい・いいえ	条例 第 97 条第 2 項 予防条例 第 68 条第 2 項 解釈通知 第 3 の四の 4(10)② 第 4 の三の 2(3)②	
	※ 事業所の従業者にサービスを行わせなければならず、例えば、利用者の負担によってサービスの一部を付添者等に行わせることがあってはなりません。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業者の負担により、訪問入浴介護等のサービスの利用に供することは差し支えない。			

項 目	確 認 事 項	点 検	根拠法令	確認書類例
	③ 事業所における利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と従業者が共同で行うよう努めていますか。 ※ 利用者が従業者と食事や清掃、洗濯、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等を可能な限り共同で行うことによって良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるようにすることに配慮してください。	はい・いいえ	条例第97条第3項 予防条例第68条第3項 解釈通知第3の四の4(10)③ 第4の三の2(3)③	
28 社会生活上の便宜の提供等	① 利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めていますか。 ※ 画一的なサービスを提供するのではなく、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めてください。	はい・いいえ	条例第98条第1項 予防条例第69条第1項 解釈通知第3の四の4(11)① 第4の三の2(4)①	・利用者に関する記録 ・小規模多機能型居宅介護計画
	② 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っていますか。 ※ 郵便、証明書等の交付申請等、利用者が必要とする手続等について、利用者又は家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、同意を得た上で代行しなければなりません。 ※ 特に金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得てください。	はい・いいえ	条例第98条第2項 予防条例第69条第2項 解釈通知第3の四の4(11)② 第4の三の2(4)②	
	③ 常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。 ※ 利用者の家族に対し、事業所の会報の送付、行事への参加の呼びかけ等によって利用者と家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければなりません。	はい・いいえ	条例第98条第3項 予防条例第69条第3項 解釈通知第3の四の4(11)③ 第4の三の2(4)③	
	サービスを受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。 ア 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき（要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき）。 イ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 ※ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者については、市町村が、既に支払った保険給付の徴収又は保険給付の制限を行うことができることに鑑み、事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければなりません。	はい・いいえ	条例第108条 準用（第28条） 予防条例第65条 準用（第24条）	
	従業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。 ※ 協力医療機関のうち1つは、市内の医療機関とするように努めてください。 ※ 緊急時において円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。	はい・いいえ	条例第99条 予防条例第56条 解釈通知第3の四の4(12)	
30 緊急時等の対応 ★				・緊急連絡体制表 ・業務日誌
31 管理者の責務	① 管理者は、従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	はい・いいえ	条例第108条 準用（第72条第1項） 予防条例第65条 準用（第26条第1項）	・組織図、組織規程 ・業務分担表・業務日誌
	② 管理者は、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。	はい・いいえ	条例第108条 準用（第72条第2項） 予防条例第65条 準用（第26条第2項）	
32 運営規程 ★	事業所ごとに、次の事業の運営についての重要事項に関する規程を定めていますか。	はい・いいえ	条例第100条 予防条例第57条 解釈通知第3の四の4(13) 準用（第3の一の4(21)①）	・運営規程 ・重要事項説明書
	ア 事業の目的及び運営の方針	□		
	イ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ※ 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては人員基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えない。	□		
	ウ 営業日及び営業時間	□		

小規模多機能型居宅介護
介護予防小規模多機能型居宅介護

項 目	確 認 事 項	点 検	根拠法令	確認書類例
	※ 事業所は、365 日利用者の居宅生活を支援するものであり、休業日を設けることは想定していないことから、営業日は 365 日と記載してください。 ※ 訪問サービスは、利用者からの随時の要請にも対応するものであることから、24 時間と記載してください。 ※ 通いサービス及び宿泊サービスは、それぞれの営業時間を記載してください。			
	エ 登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員	☐		
	オ サービスの内容及び利用料その他の費用の額	☐		
	カ 通常の事業の実施地域	☐		
	※ 通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。 ※ 通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、通常の事業の実施地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。 ※ 通常の事業の実施地域については、事業者が任意に定めるものですが、市町村が定める日常生活圏内は、少なくとも通常の事業の実施地域に含めることが適当です。 ※ 事業所所在地の市町村の同意を得て事業所所在地以外の他の市町村から指定を受けた場合には、他の市町村の一部の日常生活圏を事業の実施地域の範囲に加えることもあります。			
	キ サービス利用に当たっての留意事項	☐		
	ク 緊急時等における対応方法	☐		
	ケ 非常災害対策	☐		
	※ 非常災害に関する具体的計画を指します。			
	コ 個人情報の取扱い	☐		
	サ 地域との連携等	☐		
	シ 虐待の防止のための措置に関する事項	☐		
	※ 虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事象が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。			
	ス その他運営に関する重要事項	☐		
33 勤 務 体 制 の 確 保 等 ★	① 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めていますか。	はい・いいえ	条例第 108 条 準用（第 59 条の 13 第 1 項） 予防条例第 65 条 準用（第 28 条第 1 項） 解釈通知 準用（第 3 二の二の 3(6)①）	・就業規則 ・運営規程 ・雇用契約書 ・勤務表（原則として月ごと） ・研修受講修了証明書 ・研修計画、出張命令 ・研修会資料
	※ 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との業務関係等を明確にしてください。			
	② 事業所の従業者によってサービスを提供していますか。	はい・いいえ	条例第 108 条 準用（第 59 条の 13 第 2 項） 予防条例第 65 条 準用（第 28 条第 2 項） 解釈通知 準用（第 3 の二の二の 3(6)②）	
	※ 原則として、事業所の従業者によってサービスを提供するべきですが、調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことが認められます。			
	③ 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。	はい・いいえ	条例第 108 条 準用（第 59 条の 13 第 3 項） 予防条例第 65 条 準用（第 28 条第 3 項）	
	※ 事業所の従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。			
	④ 全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ	条例第 108 条 準用（第 59 条の 13 第 4 項準用） 予防条例第 65 条 準用（第 28 条第 4 項準用）	
	※ 介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることとしたもので、これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点により実施してください。			
	※ 当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とするとし、具体的には、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。			
	⑤ 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより小規模多機能型居宅介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ	条例第 108 条(第 59 条の 13 第 4 項準用) 予防条例第 65 条(第 28 条第 4 項準用)	

小規模多機能型居宅介護
介護予防小規模多機能型居宅介護

項 目	確 認 事 項	点 検	根拠法令	確認書類例
	※ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 11 条第 1 項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）第 30 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。 ※ 事業主が講ずべき措置の具体的内容 事業主が講ずべき措置の具体的内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成 18 年厚生労働省告示第 615 号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和 2 年厚生労働省告示第 5 号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりですが、特に留意されたい内容は以下のとおりです。 a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。 ※ 事業主が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して 1 人に対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されています。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ（事業主が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましいものです。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にしてください。 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html) 加えて、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業主が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれらの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進することが望ましいものです。		解釈通知 （第 3 の一の 4 (22) ⑥ 準用）	
34 定員の遵守 ★	登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えてサービスの提供を行っていませんか。 ※ 災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。 ※ 通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとします。 ＊ 「特に必要と認められる場合」としては、以下のような事例等が考えられます。 - 登録者の介護者が急病のため、急遽、事業所において通いサービスを提供したことにより、当該登録者が利用した時間帯における利用者数が定員を超える場合 - 事業所において看取りを希望する登録者に対し、宿泊室においてサービスを提供したことにより、通いサービスの提供時間帯における利用者数が定員を超える場合 - 登録者全員を集めて催しを兼ねたサービスを提供するため、通いサービスの利用者数が定員を超える場合 - 上記に準ずる状況により特に必要と認められる場合 ＊ 一時的とは、こうした必要と認められる事情が終了するまでの間をいいます。	はい・いいえ	条例 第 101 条 予防条例 第 58 条 解釈通知 第 3 の四の 4 (14)	・利用者名簿 ・運営規程
35 業務継続計画の策定等 ★	① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定していますか。 ※ 事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業員に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものです。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業員が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業員が参加できるようにすることが望ましいものです。 ※ 業務継続計画には、以下の項目等を記載してください。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」、「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。 イ 感染症に係る業務継続計画 - a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） - b 初動対応 - c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ロ 災害に係る業務継続計画 - a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） - b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） - c 他施設及び地域との連携	はい・いいえ	条例 第 108 条 準用（第 32 条の 2 第 1 項） 予防条例 第 65 条 準用（第 28 条の 2 第 1 項） 解釈通知 準用（第 3 の二の二の 3 (7) ①） 解釈通知 準用（第 3 の二の二の 3 (7) ②）	・業務継続計画 ・研修及び訓練の記録
	② 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施していますか。 ※ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかける理解の励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年 1 回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。	はい・いいえ	条例 第 108 条 準用（第 32 条の 2 第 2 項） 予防条例 第 65 条 準用（第 28 条の 2 第 2 項） 解釈通知 準用（第 3 の二の二の 3 (7) ③）	

小規模多機能型居宅介護
介護予防小規模多機能型居宅介護

項 目	確 認 事 項	点 検	根拠法令	確認書類例
	※ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。			
	③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。	はい・いいえ	条例第108条(第32条の2第3項準用) 予防条例第65条(第28条の2第3項準用)	
36 非常災害 対策 ★	① 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。	はい・いいえ	条例 第102条第1項及び第2項 予防条例 第59条第1項及び第2項 解釈通知 第3の四の4(16)	・ 防災計画 ・ 訓練記録 ・ 防災（非常災害時）協定等 ・ 防火管理者選任届出書 ・ 消防計画（作成届出書） ・ 消防計画に準ずる計画 ・ 訓練記録
	※ 非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければなりません。			
	※ 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものです。			
	※ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。計画の策定にあたっては、ハザードマップ等を確認するなどしてください。 この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあつてはその者に行わせてください。 また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせてください。			
	※ 避難場所の確保、避難方法等マニュアルなどで周知徹底してください。 ※ 浸水等風水害時の対応についての体制を整備してください。（洪水ハザードマップが配布されている場合は参考にしてください） ※ 「土砂災害警戒区域」、「地すべり危険箇所」等土砂災害が懸念される区域に当たっている場合は、連絡・避難体制について市町村と十分な調整を行ってください。			
	避難訓練	前年度 実施年月日	今年度 実施年月日	
	火災	,	,	
	地震			
	風水害（洪水、土砂災害）			
	② 利用者の避難時の態様、職員の反省点などを含め、訓練の記録を作成し、次回 の訓練等に活用していますか。	はい・いいえ		
	※ 訓練を実施した場合は、職員の反省事項、利用者の行動・様子などを含め訓練の都度実施記録を作成し、次回以降の訓練の参考にしてください。 特に、夜勤専門の職員がいる場合は、夜間又は夜間想定訓練の際に可能な限り参加させ、他の職員との役割分担を明確にする必要があります。			
	③ ①の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。	はい・いいえ	条例 第102条第3項 予防条例 第59条第3項	
	※ 避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めてください。			
	※ そのためには、地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を活用し、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努める必要があります。			
	※ 訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとしてください。			
37 衛生管理 等 ★	① 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ	条例第108条(第59条の16第1項準用) 予防条例第65条(第31条第1項準用)	・ 委員会に関する記録 ・ 感染症の予防、まん延防止のための指針 ・ 研修・訓練の記録 ・ 受水槽の清掃記録 ・ 水質検査等の記録
	※ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。 ※ 特に、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置等について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。 ※ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。 ※ 常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回（ただし、深夜業労働者等は6ヶ月以内ごとに1回）、定期に健康診断を実施しなければなりません。 ※ 手洗所等の従業者共用のタオルは、感染源のとして感染拡大の恐れがありますので、使用しないでください。		解釈通知 （第3の二の二の3(9)①準用） 労働安全衛生法 第66条 解釈通知 （第3の二の二の3(9)①準用）	
	② 当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。	はい・いいえ	条例 第108条 準用（第59条の16第2項） 予防条例 第65条 準用（第31条第2項） 解釈通知 準用（第3の二の二の3(9)②）	・ 衛生マニュアル ・ 研修等参加記録 ・ 指導等に関する記録
	※ 感染症が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。			

項 目	確 認 事 項	点 検	根拠法令	確認書類例
	(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。	はい・いいえ	条例第108条(第59条の16第2項第1号準用) 予防条例第65条(第31条第2項第1号準用) 解釈通知 (第3の2の2の3(9)②イ準用)	
	※ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいものです。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要です。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものです。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。			
	(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。	はい・いいえ	条例第108条 準用(第59条の16第2項第2号) 予防条例第65条 準用(第31条第2項第2号) 解釈通知 準用(第3の2の2の3(9)②ロ)	
	※ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。			
	(3) 事業所において従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施していますか。	はい・いいえ	条例第108条 準用(第59条の16第2項第3号) 予防条例第65条 準用(第31条第2項第3号) 解釈通知 (第3の2の2の3(9)②ハ準用)	
	※ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練 従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行ってください。 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいものです。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。 なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染対策能力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行ってください。 また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものです。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。			
38 協力医療 機関等	① 主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めていますか。	はい・いいえ	条例第103条第1項 予防条例第60条第1項 解釈通知 第3の4の4(18)①	・契約書 ・連携支援体制 協定書等
	※ 協力医療機関は、事業所から近距離にあることが望ましいものです。			
	② あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めていますか。	はい・いいえ	条例第103条第2項 予防条例第60条第2項 解釈通知 第3の4の4(18)①	
	※ 協力歯科医療機関は、事業所から近距離にあることが望ましいものです。			
	③ サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等のバックアップ施設との間の連携及び支援の体制を整えていますか。	はい・いいえ	条例第103条第3項 予防条例第60条第3項 解釈通知 第3の4の4(18)②	
	※ これらの協力医療機関やバックアップ施設から、利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、あらかじめ必要な事項を取り決めてください。			
39 掲示	① 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。	はい・いいえ	条例第108条 準用(第34条第1項及び第2項) 予防条例第65条 準用(第32条第1項及び第2項)	・掲示物 ・事業所のホームページ ・介護サービス 事業所公表システム
	② 重要事項をウェブサイトに掲載していますか。 ※ 当該規定は、令和7年4月1日から適用されます。	はい・いいえ	条例第108条 準用(第34条第3項) 予防条例第65条 準用(第32条第2項)	

小規模多機能型居宅介護
介護予防小規模多機能型居宅介護

項 目	確 認 事 項	点 検	根拠法令	確認書類例
	※ 利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項とは、当該施設の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価期間の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を事業所の見やすい場所に掲示してください。 また、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、原則として、重要事項を事業者のウェブサイトに掲載しなければなりません。ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいいます。なお、重要事項の掲示及びウェブサイトへの掲載を行うにあたり、次に掲げる点に留意してください。 ア 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。 イ 勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。 ウ 次のＡ又はＢに該当する事業者については、介護サービス情報制度における報告義務の対象ではないことから、ウェブサイトへの掲載は行うことが望ましいこと。なお、ウェブサイトへの掲載を行わない場合も、事業所内への掲示又は設置は行う必要があること。 Ａ 年間の地域密着型サービス費の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額が１００万円以下であるもの Ｂ 災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことについて正当な理由があるもの ※ 重要事項を記載した書面を当該事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができます。		解釈通知 準用（第３の一の４(24)①） 解釈通知 準用（第３の一の４(24)②）	
40 秘密保持等★	① 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしていませんか。	はい・いいえ	条例 第 108 条 準用（第 35 条） 予防条例 第 65 条 準用（第 33 条） 解釈通知 準用（第３の一の４の（26））	・就業時の取り決め等の記録（就業規則） ・誓約書 ・利用者及び家族の同意書
	② 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ		
	※ 従業者でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を、雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じてください。			
	③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。	はい・いいえ		
	※ 同意は、サービス提供開始時に利用者及び家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものです。			
41 広告★	広告の内容は、虚偽又は誇大なものになっていませんか。	はい・いいえ	条例 第 108 条 準用（第 36 条） 予防条例 第 65 条 準用（第 34 条）	・パンフレット等
42 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）又は従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	はい・いいえ	条例 第 108 条 準用（第 37 条） 予防条例 第 65 条 準用（第 35 条） 解釈通知 準用（第３の一の４の（27））	
43 苦情処理★	① 提供したサービスに係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ	条例第 108 条(第 38 条第 1 項準用) 予防条例第 65 条(第 36 条第 1 項準用) 解釈通知 （第 3 の一の 4(28)①準用）	・苦情処理マニュアル ・運営規程 ・重要事項説明書 ・苦情に関する記録
	※ 必要な措置とは、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又は家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する対応の内容についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等で			
	② 苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録していますか。	はい・いいえ	条例 第 108 条 準用（第 38 条第 2 項） 予防条例 第 65 条 準用（第 36 条第 2 項） 解釈通知 準用（第 3 の一の 4 の（28）の②）	
	※ 利用者及び家族からの苦情に対し、事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、苦情の受付日、その内容等を記録してください。			
	※ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行うことが必要です。			
	※ 苦情の内容等の記録は、５年間保存しなければなりません。			
	③ 提供したサービスに関し、市が行う文書その他の物件の提出・提示の求め又は市の職員からの質問・照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導・助言を受けた場合においては、指導・助言に従って必要な改善を行っていますか。	はい・いいえ	条例第 108 条(第 38 条第 3 項準用) 予防条例第 65 条(第 36 条第 3 項準用) 解釈通知 （第 3 の一の 4(28)③準用）	
	④ 市からの求めがあった場合には、改善の内容を報告していますか。	はい・いいえ	条例第 108 条(第 38 条第 4～6 項準用) 予防条例第 65 条(第 36 条第 4～6 項準用)	
⑤ 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導・助言を受けた場合においては、指導・助言に従って必要な改善を行っていますか。	はい・いいえ			
⑥ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を報告していますか。	はい・いいえ			

小規模多機能型居宅介護
介護予防小規模多機能型居宅介護

項 目	確 認 事 項	点 検	根拠法令	確認書類例
44 調査への協力等	提供したサービスに関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切なサービスが行われているかどうかを確認するために市が行う調査に協力するとともに、市から指導・助言を受けた場合においては、指導・助言に従って必要な改善を行っていますか。 ※ 事業が小規模であること等から、利用者からの苦情がない場合にも、市町村が定期的又は随時に調査を行うこととし、市町村の行う調査に協力し、市町村の指導・助言に従って必要な改善を行わなければなりません。 ※ 市町村の求めに応じ、運営規程の概要や勤務体制、管理者及び介護支援専門員等の資格や研修の履修状況、利用者が負担する料金等の情報について提出し、これらの情報について自ら一般に公表するよう努めてください。	はい・いいえ	条例 第 104 条 予防条例 第 61 条 解釈通知 第 3 の四の 4 (19)	
45 地域との連携等 ★	① サービスの提供に当たっては、運営推進会議を設置し、おおむね 2 月に 1 回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。 ※ 運営推進会議の構成員 ・ 利用者 ・ 利用者の家族 ・ 地域住民の代表者（町会長に限らずその他の町会役員、民生委員、老人クラブの代表者等） ・ 事業所が所在する市町村の職員又は事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員 ・ 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）について知見を有する者等 ※ 運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。ただし、利用者又はその家族（以下、この 45-①において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 ※ 運営推進会議は、事業所の指定申請時には、既に設置されているか、確実な設置が見込まれることが必要です。指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所）と指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所）等を併設している場合においては、1 つの運営推進会議において、両事業所の評価等を行うことで差し支えありません。 ※ 運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催して差し支えありません。 ア 利用者等については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。 イ 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。 ※ 運営推進会議の複数の事業所の合同開催については、合同で開催する回数が、1 年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこととするともに、外部評価を行う運営推進会議は、単独開催で行ってください。 ※ 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、1 年に 1 回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価（自己評価）を行うとともに、当該自己評価結果について、運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を行うこととし、実施にあたっては以下の点に留意すること。 ア 自己評価は、①事業所のすべての従業者が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、②その上で他の従業者の振り返り結果を当該事業所の従業者が相互に確認しながら、現状の課題や質の向上に向けて必要となる取組等について話し合いを行うことにより、小規模多機能型居宅介護事業所として提供するサービスについて個々の従業者の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すものです。 イ 外部評価は、運営推進会議において、当該事業所が行った自己評価結果に基づき、当該事業所で提供されているサービスの内容や課題等について共有を図るとともに、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等が第三者の観点から評価を行うことにより、新たな課題や改善点を明らかにすることが必要です。 ウ このようなことから、運営推進会議において当該取組を行う場合には、市町村職員又は地域包括支援センター職員、指定小規模多機能型居宅介護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必要です。 エ 自己評価結果及び外部評価結果は、利用者及び利用者の家族へ提供するとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムを活用し公表することが考えられますが、法人のホームページへの掲載、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所への掲示、市町村窓口や地域包括支援センターへの掲示等により公表することも差し支えありません。 オ 指定小規模多機能型居宅介護の特性に沿った自己評価及び外部評価の在り方については、平成 25 年度老人保健健康増進等事業「運営推進会議等を活用した小規模多機能型居宅介護の質の向上に関する調査研究事業」（特定非営利活動法人全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会）を参考に行うものとし、サービスの改善及び質の向上に資する適切な手法により行ってください。	はい・いいえ	条例 第 108 条 準用（第 59 条の 17） 予防条例 第 65 条 準用（第 39 条） 解釈通知 準用（第 3 の二の二の 4 の 10 の ①）	・ 地域交流に関する記録 ・ 運営推進会議の記録
	② 運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、記録を公表していますか。 ※ 運営推進会議における報告等の記録は、2 年間保存しなければなりません。	はい・いいえ	条例 第 108 条 準用（第 59 条の 17） 予防条例 第 65 条 準用（第 39 条） 解釈通知 準用（第 3 の二の二の 4 の 10 の ②）	
	③ 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。 ※ 地域に開かれた事業として行われるよう、事業者は、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければなりません。	はい・いいえ	条例第 108 条(第 59 条の 17 準用) 予防条例第 65 条(第 39 条準用) 解釈通知(第 3 の二の二の 4 (10) ③準用)	

項 目	確 認 事 項	点 検	根拠法令	確認書類例
	④ 事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めていますか。 ※ 介護サービス相談員を派遣する事業の積極的な受入れにご協力ください。 ※ 市町村が実施する事業には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。	はい・いいえ	条例第 108 条 (第 59 条の 17 準用) 予防条例第 65 条 (第 39 条準用) 解釈通知 (第 3 の一の 4 (29) ④ 準用)	
	⑤ 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、同一の建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めていますか。 ※ 高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する事業所が当該高齢者向け集合住宅等宅に居住する要介護者に指定小規模多機能型居宅介護を提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、条例第 108 条(提供拒否の禁止)の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行わなければならない。	はい・いいえ 事例なし	条例第 108 条 準用 (第 59 条の 17) 予防条例第 65 条 準用 (第 39 条) 解釈通知 準用 (第 3 の一の 4 (29) (5))	
46 居住機能を担う併設施設等への入居	可能な限り、利用者が居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が施設等へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めていますか。 ※ 指定小規模多機能型居宅介護(指定介護予防小規模多機能型居宅介護)は、重度になったら居住機能を担う施設へ移行することを前提とするサービスではなく、可能な限り利用者が在宅生活を継続できるよう支援するものであることから、利用者が併設施設等へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設への入所等が行えるよう努めなければならない。	はい・いいえ	条例第 106 条 予防条例第 63 条 解釈通知第 3 の四の 4 (20)	
47 事故発生時の対応★	① 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 ※ 利用者が安心してサービスの提供を受けられるよう、事故発生時の速やかな対応を規定したものです。 ※ 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておくことが望めます。 ※ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じてください。	はい・いいえ	条例第 108 条 準用 (第 40 条第 1 項) 予防条例第 65 条 準用 (第 37 条第 1 項) 解釈通知 準用 (第 3 の一の 4 (30))	・事故対応マニュアル ・事故に関する記録 ・損害賠償関係書類 ・事故再発防止検討記録
	② 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 ※ 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければなりません。 ※ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5 年間保存しなければなりません。	はい・いいえ	条例第 108 条 準用 (第 40 条第 2 項) 予防条例第 65 条 準用 (第 37 条第 2 項) 解釈通知 準用 (第 3 の一の 4 (30))	
	③ 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 ※ 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償能力を有することが望めます。	はい・いいえ	条例第 108 条(第 40 条第 3 項準用) 予防条例第 65 条(第 37 条第 3 項準用) 解釈通知第 3 の一の 4 (30) 準用)	
48 虐待の防止★	虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。 ※ 虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成 17 年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。)に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。 ○ 虐待の未然防止 事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。 ○ 虐待等の早期発見 事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事象を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置(虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等)がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。 ○ 虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手続きが迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。 以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。 なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和 3 年改正省令附則第 2 条において、3 年間の経過措置を設けており、令和 6 年 3 月 31 日までの間は、努力義務とされている。	はい・いいえ	条例第 108 条 準用 (第 40 条の 2) 予防条例第 65 条 準用 (第 37 条の 2) 解釈通知 準用 (第 3 の一の 4 (31))	・委員会に関する記録 ・虐待防止のための指針 ・研修の記録

項 目	確 認 事 項	点 検	根拠法令	確認書類例
	① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。	はい・いいえ	条例第108条(第40条の2第1号準用) 予防条例第65条 (第37条の2第1号準用)	
	※ 虐待の防止のための対策を検討する委員会 「虐待の防止のための対策を検討する委員会」(以下「虐待防止検討委員会」という。)は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成します。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要です。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいものです。 一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。 なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えありません。 また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 ※ 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討してください。その際、そこで得た結果(事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等)は、従業者に周知徹底を図る必要があります。 ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること エ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること オ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること キ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること ク 利用者に対するケア方針及びその提供方法、サービス提供時等の課題等の共有		解釈通知 準用(第3の一の4(31)①)	
	② 事業所における虐待の防止のための指針を整備していますか。	はい・いいえ	条例第108条 準用(第40条の2第2号) 予防条例第65条 準用(第37条の2第2号)	
	※ 虐待の防止のための指針 事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。 ア 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 オ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 カ 成年後見制度の利用支援に関する事項 キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ク 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ケ その他虐待の防止の推進のために必要な事項		解釈通知 (第3の一の4(31)②準用)	
	③ 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。	はい・いいえ	条例第108条 準用(第40条の2第3号) 予防条例第65条 準用(第37条の2第3号)	
	※ 虐待の防止のための従業者に対する研修 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行ってください。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年1回以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。 また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。		解釈通知 (第3の一の4(31)③準用)	
	④ ①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置していますか。	はい・いいえ	条例第108条 準用(第40条の2第4号) 予防条例第65条 準用(第37条の2第4号)	
	※ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者 事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましいものです。なお、同一事業所内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えありません。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任してください。 * 身体的拘束等適正化担当者、褥そう予防対策担当者(看護師が望ましい。)、感染対策担当者(看護師が望ましい。)、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者		解釈通知 準用(第3の一の4(31)④)	

